



# タクシー利用助成制度のお知らせ

## 《ご利用ください！》



村では、高齢者や障害者等の方々が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、また、自動車事故の減少を図るために、高齢者等のタクシー利用に対し助成を行います。

|             | 内 容  | 備 考   |
|-------------|--|---|
| 助成          | 高齢者や障害者等の方々を対象とした助成事業です。<br>指定したタクシー会社を利用する際の、 <u>乗車賃に対して助成</u> されます。  | ※ <u>利用できるタクシー会社が限られます。《注意！》</u><br>※ <u>年度ごとに申請が必要です。</u>  |
| 対象者         | <b>天栄村牧本地区、大里地区、広戸地区に住所を有する方で、</b><br>1. 自動車免許を有しないまたは自動車免許を返還した <u>65歳以上</u> の方<br>2. 身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害程度が1級又は2級の方<br>3. 療育手帳の交付を受けている方でその障害程度がAの方<br>※上記の規定にかかわらず、本人及び世帯員に村税、介護保険料、上下水道料金、村営住宅家賃等の滞納がある場合は対象者から除外されます。   |   |
| 申請に必要なもの    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・障害者手帳もしくは療育手帳<br/>(持っている方のみ)</li> </ul>   |   |
| 助成額         | <p>【タクシー料金の額】</p> <p>2,000円以下 → 料金の額に2分の1を乗じた額</p> <p>2,001円～3,000円 → 料金の額から1,000円を差引いた額</p> <p>3,001円以上 → 一律2,000円</p> <p>※助成額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げとします。<br/>※助成券は、一人につき<u>年度内24枚</u>までです。<br/>(H31.4より助成券交付枚数が増えました。)</p> | <p>【村からの助成額】</p> <p>料金の額に2分の1を乗じた額</p> <p>料金の額から1,000円を差引いた額</p> <p>一律2,000円</p>  |
| 申請の流れ       | <ol style="list-style-type: none"> <li>①登録、交付申請書を提出</li> <li>②審査、可否の決定</li> <li>③登録証明書、助成券の交付</li> </ol>   | ※申請書等は天栄村役場で受付いたします。申請に必要なものを用意し、ご来庁ください。   |
| 利用できるタクシー会社 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>長沼観光タクシー</u><br/>TEL：0248-67-2029</li> <li>・<u>矢吹タクシー</u><br/>TEL：0248-42-4133</li> </ul>   | ※タクシーが利用できる範囲は、乗車場所または降車場所の <u>どちらかが天栄村内</u> であるものに限りです。  |

【お問い合わせ先】 天栄村役場企画政策課（庁舎2階） TEL：0248-82-2333